

山梨県地域保健医療計画の変更について

平成26年4月1日

(1) 災害拠点病院及び地域災害支援病院の変更

「第5章第9節 災害医療」中、「巨摩共立病院」を「白根徳洲会病院」に、「社会保険鯉沢病院」を「富士川病院」に、「社会保険山梨病院」を「地域医療機構山梨病院」に、「市川三郷町立病院」を「市川三郷病院」に改める。

(2) へき地医療拠点病院の変更

「第5章第10節 へき地医療」中、「市川三郷町立病院」を「市川三郷病院」に改める。

(3) 肝疾患に関する専門医療機関及び感染症指定医療機関の変更

「第5章第12節 その他の疾病等 1感染症」中、「社会保険山梨病院」を「地域医療機構山梨病院」に、「社会保険鯉沢病院」を「富士川病院」に改める。